

定期建物賃貸借契約書

本件 建物 賃貸 物件の表示	名称				
	所在地				
	構造	造	地上	階	
	住戸番号	号室			
	賃貸借面積	m ² (坪)			
	住戸 本件 貸室	台所 浴室 コインロ TV受信設備 トイレ 給湯 冷暖房 電話	有 有 有 有 有 有 有 無	バス・トイレ別 2口ガスキッチン 専用トイレ(水洗) 給湯(ガス) エアコン 設置可	
	付帯 設備	宅配BOX			
		取扱説明書参照			
		メールBOX			
		取扱説明書参照			
賃貸 条件 契約時 受領 する金員	賃貸借用途	住居			
	賃貸借期間	～			
	賃料	賃料(月額)	日割賃料計算方法	月額賃料の支払方法	
		円	月(実日数) 単位1円未満 切り捨て		
	共益費	円			
		円			
	再契約料	新賃料の 0 ケ月相当額(税込) および再契約事務手数料 別途	10,000 円 (税別)		
	解約予告	2ヶ月前までに貸主に対して指定の書面により申し入れる。			
	前払い賃料 (共益費含む)	月分(日割 日分)			0 円
	敷 金	月分			0 円
礼 金				0 円	
保 証 金				0 円	
入居中サポート料				0 円	
室内抗菌処理代				0 円	
事務手数料				0 円	
鍵交換代				- 円	
初回保証料				0 円	
住宅総合保険料				0 円	
鍵複製代				0 円	
合計				0 円	

特約事項

1. 本契約が終了し、明け渡す際は、乙または居住者の使用状況、清掃状況に関わらず、乙は貸室内クリーニング費用(エアコンの内部洗浄を含む。)を負担しなければならない。
※エアコンの内部洗浄以外の貸室内クリーニング費用、30m²未満 40,000 円(税別)、30m²以上40m²未満 45,000 円(税別)、40m²以上50m²未満 50,000 円(税別)、50m²以上 60,000 円(税別)以降
10m²超える毎に 10,000円(税別)の費用が加算されます。
2. 本契約が終了し、乙または居住者の使用状況により原状回復義務が発生した場合は、乙は原状回復要項(別紙1)記載事項を予め承諾の上、国土交通省の定めるガイドラインに基づき費用を負担しなければならない。
3. 入居後のトラブル、解約受付、立会い、リフォーム施工等を甲の指定業者に委託することを承諾する。
4. 再契約の場合、乙は当社指定火災保険料、再契約事務手数料10,000円(税別)を支払うことにより再契約されるものとする。
5. 乙は、本契約締結に際し、乙の甲に対する債務を連帯保証することについて、甲指定の保証会社(以下、「保証会社」という。)との間で連帯債務
保証委託契約(以下「保証委託契約」という。)を締結したうえ、保証会社を本契約に基づく乙の連帯保証人としなければならない。なお、保証委託
契約に基づき保証会社に支払うべき保証委託料は乙の負担とする。
6. 本物件は敷金の預りが無い為、退去時の原状回復費用は実費負担とする。
7. 乙が、定期建物賃貸借契約書15条に基づき本契約を解約するときは、解約日が契約期間の開始日から12ヶ月未満の日(応答日の前日)であるときは
円を解約損害金として、解約通知書提出後14日以内に甲へ支払うものとする。
8. 退室時、鍵交換費用20,000円(税別)がかかることを承諾する。

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、本件貸室の賃貸借につき、本定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲・乙および乙の連帯保証人署名押印のうえ甲・乙各1通を保有する。

年 月 日		
貸主 (甲)	<住所> 東京都渋谷区神宮前2-34-17 住友不動産原宿ビル18階	<氏名> 株式会社AMBITION 代表取締役 清水 剛 (印)
貸主代理 (甲)	<住所>	<電話番号>
借主 (乙)	<住所>	<氏名> (印)
緊急連絡先	<住所>	<電話番号>

取引態様	貸主	取引態様
免許番号	国土交通大臣(2) 第8023号	免許番号
免許年月日	2015年7月23日	免許年月日
名称	株式会社AMBITION	名称
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区神宮前2-34-17 住友不動産原宿ビル18階	主たる事務所の所在地
代表者氏名	代表取締役 清水 剛	代表者氏名

説明をする宅地建物取引主任者		説明をする宅地建物取引主任者	
取引主任者氏名	(印)	取引主任者氏名	(印)
登録番号		登録番号	
業務に従事する事務所		業務に従事する事務所	

(定期賃貸借契約の締結)

第1条

本契約は期間を定めて、一定期間建物を貸し、一定期間が経過したら賃貸借契約は必ず終了し、更新がない契約です。
1 甲は、乙に対し、本件建物を借地借家法第38条の規定に従い、定期建物賃貸借契約に基づき貸し渡し、乙は借り受ける。
2 乙は本契約締結時までに標記契約時受取る金員（欄）記載の金員を甲に支払う。
3 本契約にもとづく乙から甲への金員の支払は、持参債務（原則は銀行口座からの引落手続）とし、甲から特段の申し出があった場合を除き、これに要する費用は乙の負担とする。
4 本契約にもとづく金員の授受については、甲は乙に対して請求書、領収書および預かり証を発行しない。

(礼金)
第2条
(敷金)
第3条

賃貸借期間開始以降は、甲はいかなる事由においても收受した礼金を乙に返金しない。

契約が終了して借主が別添建物賃貸借契約原状回復および明渡しの規定による本件貸室の明渡しを完了し、かつ契約にもとづく借主の貸主に対する債務を差引き、貸主は敷金・預かり保証金を借主に返還する。
2 貨料の増額があった場合には、乙は増額分に標記賃貸借条件の敷金月数を乗じた金員を直ちに追加預託する。
3 本契約期間中には、乙は敷金をもって賃料・共益費・損害金、その他本契約にもとづく乙の債務の弁済に充当することを主張することができない。
4 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならない。

(諸料金)
第4条
(遅延損害金)
第5条

乙は、本件貸室内で使用する電気・ガス・水道・電話等の諸料金、その他乙の生活から生ずる一切の諸料金を所定の支払先に支払う。

乙が賃料あるいは再契約料等の支払、その他本契約にもとづく債務の履行を延滞したときは、乙は遅延金額に対して年利14.6%（365日の日割計算による）の割合による遅延損害金を支払う。

(契約期間前解除)
第6条

乙は、本契約締結後賃貸借期間開始日前日までの間は、賃料1ヶ月分相当額を甲に支払うことにより本契約を解除することができる。同様に乙の本契約違反を事由として、本契約締結後賃貸借期間開始日前日までに本契約が解除されたときも、乙は直ちに遅延金として賃料の1ヶ月分相当額を甲に支払う。これらの場合は、甲は遅延なく受領済の賃料、礼金、敷金および保証金を無利息にて乙に返還する。但し、甲は任意に既納の敷金および保証金をもって遅延金の弁済に充てることができる。

(解約申入れ)
第7条

1 借地借家法38条5項、第1項の規定による居住の用に供する建物の賃貸借（床面積（建物の一部分を賃貸借の目的とする場合にあっては、当該一部の床面積）が200平方メートル未満の建物に係るものに限る）において、転勤・療養・親の介護、その他やむを得ない事情により、乙が建物を自己の生活の本拠として使用することができが困難になったときは、乙は建物の賃貸借の解約の申入れをすることができる。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1ヶ月を経過することによって終了する。

2 前項の定めにかかわらず、乙は2ヶ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。

(期間満了および再契約)
第8条

本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はない。ただし、甲および乙は、本契約の終了後、再契約することは出来る。
1 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

2 甲は前項に規定する通知をしなければ、期間満了による賃貸借の終了を乙に対し主張することができない。

ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借契約は終了する。前項の通知を怠った場合でも、その後この通知をすれば、契約は終了します。

3 本条第1項の金員が期間満了までに支払を怠った場合は、本契約は解除される。
4 甲は本契約の再契約時に乙に事前に通知の上、賃料を増額できる。

(賃料の改定)
第9条

甲は本契約期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には賃料を増額することができる。
(1) 土地もしくは建物に対する公租公課、本件建物に関する維持管理費および公共料金が増加した場合。
(2) 他の賃貸借物件と比較して賃料等が不相応と認められた場合。
(3) 甲が本件貸室、共同施設、敷地等に改良を加えた場合。

(連帯保証人)
第10条

連帯保証人は本契約にもとづく乙の債務を保証し、本契約期間中から再契約の種類を問わず再契約後も乙が本件貸室を明渡し、かつ乙は甲に対する債務を完済するまで乙と連帯して債務を履行する責を負う。
2 貨物改定等賃貸借条件に変更があった場合には乙は連帯なく連帯保証人に告知する。

3 甲は連帯保証人を不適当と認めたときは、乙に対し、連帯保証人の変更を要請することができる。

この場合、乙は新たに甲の承諾する連帯保証人を選任しなければならない。

(甲の承諾事項)

第11条

次の各号の場合には、甲の事前の承諾を必要とし、甲は不適格と認めたときはこれを拒否できる。

(1) 乙以外の者が本件貸室を使用（入居）する場合。また、承認後入居者を変更・追加する場合。
(2) 事由の如何に問わらず、本契約における乙の連帯保証人を変更するとき。
(3) 乙が死亡、死産、民事再生手続き開始決定、または後見・補佐・補助開始の審判を受けた場合で、入居者が本件貸室の使用の継続を希望する場合の本契約の名義変更。
(4) 本件貸室に対する修理、改造、模様替、造作の新設、その他現状を変更する一切の行為および本件建物の敷地内での工作物の築造や敷地の現状変更。
2 本条第1項の承諾の申請書類の様式を甲が指定した場合は乙および入居者はその様式を使用しなければならない。
3 本条第1項第4号の原状変更およびその原状回復費用にかかる費用は乙の負担とする。

(本件貸室の使用等)
第12条

乙および入居者は、本件貸室、付帯施設ならびに本件建物の共同使用部分をその本来の用法に従い善良な管理者の注意をもって使用する。
2 本契約による禁止事項、甲の契約解除権、原状回復および明渡し、無断退去、第三者への供覧、修繕負担、損害賠償、立入点検、建物の区分所有等に関する法律の適用の各条項の効力は入居者にも及び、甲は各条項における乙の義務の遵守を入居者に対し主張し、またこの権利を行使できる。

(乙の通知義務)
第13条

次の各号のいずれかに該当する場合は乙・入居者および連帯保証人は直ちに甲に通知しなければならない。違反し、甲にて損害が発生した場合、乙は甲に対し損害賠償を支払わなければならない。
(1) 本件貸室に取り付けた電話の電話番号が決定、もしくは変更したとき。
(2) 乙または入居者の氏名・勤務先・緊急連絡先等の届出事項に変更が生じたとき。
(3) 連帯保証人の氏名・勤務先・住所等の変更が生じたとき。また、連帯保証人が死亡したとき。
(4) 乙が死亡したとき（乙が法人の場合を除く。）
(5) 乙または連帯保証人が破産・民事再生手続の申立、または後見・補佐・補助開始の審判申立を受けたとき。
(6) 乙または連帯保証人に対して差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき。
(7) 本件貸室の鍵等を紛失したとき。
(8) 乙および入居者が本契約期間中に維持して1ヶ月以上にわたり不在する予定があるとき。
2 本条第1項の場合、甲は乙に対して印鑑登録証明書、住民票その他の必要な資料の提出を求めることができる。
3 本条第1項第4号に該当する場合において、乙の承継人が本契約の継続を望むときは、当該承継人は、本条第1項第4号の通知と同時に、甲に対し、賃料の支払能力に関する資料（年収に関する資料、預金残高等に関する資料）を提出しなければならない。

(禁止事項)
第14条

乙は次の行為をしてはならない。
(1) 標記賃貸借条件の賃貸借用途以外の目的で本件貸室を使用すること。また、付帯施設については本来の使用目的以外の目的に使用すること。
(2) 甲が承諾した入居者以外の第三者を入居させ、第三者の在室名義を表示すること。
(3) 一部、または全部を開ねず第三者に賃借権を譲渡（担保の提供も含む）し、または本件貸室を転貸（共同使用、使用賃借、その他これらに準ずる一切の行為を含む）すること。
(4) 乙が本契約または本契約に付随して締結される契約、覚書等に違反する行為。
(5) 甲または本件建物の管理者が管理上必要な事項を定め、これを乙に通知または所定の場所に掲示した事項に違反する行為。
(6) 本件建物の他の居住者に危険または迷惑を及ぼす行為、その他本件建物の維持保全を害すること。
(7) 甲に無断で本件貸室の鍵等を複製すること。または甲が所持しない閉鎖ロック装置を本件貸室の内外に設置すること。

(甲の契約解除権)
第15条

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
(1) 賃料その他債務の支払を賃料の2ヶ月分相当額以上怠ったとき、または支払をしばしば遅延することによりその支払能力がないと甲が認めたとき。
(2) 再契約料の支払を怠ったとき。
(3) 乙に対して差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき（乙が法人または事業者としての個人の場合に限る。）
(4) 乙が共同生活の秩序を乱し、又は近隣住民の生活の平穏を妨害する（乙が、貸室内で振込詐欺等その他の犯罪行為を行っている場合、鉄砲、刀剣その他の凶器等を持ち込む場合、若しくは反社会的勢力の事務所として貸室を使用している場合等を含む。以下同じ。）と合理的に判断されるとともに、これらは正等に関する催告を行うまでもなく、信頼関係が破壊されたと合理的に認められるとき。
(5) 乙に甲の信用を著しく失墜させる行為があつたとき。
(6) 本契約の申込または諸通知に事実と異なる記載があつたとき。
(7) 乙が（禁止事項）の条項に違反したとき。
(8) 乙が（乙の通知義務）の条項に違反し、甲がこれらは正等に関する催告を行つてもかかわらず、必要な対応が取られない等によって、信頼関係が破壊されたと合理的に認められるとき。

2 甲は、乙が共同生活の秩序を乱し、又は近隣住民の生活の平穏を妨害することが合理的に認められ、甲がこれらは正等に関する催告を行つてもかかわらず、必要な対応が取られない等によって、信頼関係が破壊されたと合理的に認められるときは、本契約を解除することができる。
3 甲は、乙の承継人が第13条第1項第4号の通知を怠つた場合、催告を行つた上で、本契約を解除することができる。
4 乙が死亡した場合において、乙の相続人が不在のとき、又は甲による合理的な調査によつても、本契約の承継人を確知できなかつたとき、本契約は、乙が死亡した日から3ヶ月後に当然に終了する。

(期間内解約)
第16条

乙は本契約期間中であつても、甲に対して2ヶ月前までに甲の指定する書面による予告をすることにより本契約を解約することができ、この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。

2 本条第1項の規定による乙の解約申し入れは甲の書面による承諾なくしてこれを撤回または取り消すことができない。

3 本条第1項の乙の予告期間の満了前に（原状回復および明渡し）の条項にもとづき本件貸室の明渡しを乙が行った場合、本契約は明渡しをもつて終了する。

但し、乙は甲に対し、予告期間満了までに相当する賃料を支払う。

(原状回復および明渡し)
第17条

本契約の終了までに、乙は自らの負担において、本件貸室の入居者を立ち退かせ、甲に対し本件貸室を明渡す。
2 乙が本件貸室を明渡した後、甲は別紙原状回復要項に従つて自ら原状回復の措置をとり、これに要した費用は乙の負担とする。
3 契約終了翌日から明渡完了までの賃料相当額相当額及び、契約解除通知書の明渡し期日遅延による貸主の損害は借主が負めを負う。
4 乙は、本件貸室の明渡しに際し、自らの費用をもって本件貸室に設置した諸作造・設備の販取りを甲に請求しない。
5 乙は、本件貸室の明渡しに際し、甲に対し移転料・立退料・礼金等、その名目の如何に問わらず、一切の金員を請求しない。
6 甲は、本条に定める乙負担の費用について、敷金をもつてこれに充当することができる。但し、乙負担額が敷金相当額を上回った場合、乙は更にその不足額を甲に支払う。
7 乙は、本契約の終了後、乙が本件貸室を明け渡した後に本件貸室内に残置した動産について、置き忘れたものであることが客観的に明らかであるものを除き、その所有権を放棄したものとみなし、甲が当該動産を自由に処分することを承諾する。甲は、当該動産を処分した場合、その処分に要した合理的な費用を乙に対して請求することができる。

(無断退去)
第18条

乙が甲に無断で1ヶ月以上本件貸室を使用していないことが判明し、甲が知り得たときから1ヶ月を経過した日において無断退去の事実が継続している場合に本契約は同日付けで終了し、その後の処置の如何に問わらず乙は損害金として賃料2ヶ月相当額を支払う。
2 本契約が終了後、1ヶ月以内に乙から何ら通知なきときは、甲は、連帯保証人もしくは緊急連絡先、乙の親族等関係者（以下本条において連帯保証人等といふ）に通知し、本件貸室に乙の承諾なく立ち入り、調査および修繕装置の交換等の措置をとることができる。

3 乙は、予め自らが不在となつた場合の本件貸室の家財道具等の処理を連帯保証人等に委託する。

4 甲は、本件貸室に残置された乙の家財等を本件貸室から搬出し、連帯保証人等が乙の家財等の引き受けを拒んだ場合には、甲は（原状回復および明渡し）第16条第3項と同様の処置ができる。

(第三者への供覧)
第19条

本契約終了2ヶ月前においては、本契約終了の事由の如何を問わざり甲は本件貸室を第三者に供覧するために乙に事前連絡をしたうえ第三者と共に本件貸室に入室することができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(修繕負担)
第20条

乙の責に帰する事由により発生した本件貸室の修繕、補修、取替等の費用は乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる項目については乙の負担とする。
(1) 膜表替え・裏返し(2)障子紙の張替え(3)襖紙の張替え(4)電球・蛍光灯の取替え(5)ヒューズの取替え(6)給排水栓（パッキン・チェーン）の取替え。

3 乙は、前二項に掲げるものの以外に修繕が必要な箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲の指定業者により甲と協議の上実施する。

(損害賠償)
第21条

乙もしくは乙の訪問者等が、故意または過失により他の居住者または本件建物および本件貸室に、物的損害を与えたときは、乙は速やかにその旨を甲に連絡し、かつ甲の施工により直ちに原状回復しその請求に従い損害を賠償しなければならない。また、人的損害を与えたときは、甲又はその相手方に對し、賠償しなければならない。

2 本件建物の駐車場その他の敷地内に車両等に盗難、破損等の事故が生じても甲は一切その責を負わない。

3 天災地変、火災、竜巻、その他の甲の責に帰する事由によって被つた乙の損害については甲は一切その責を負わない。

(立入点検)
第22条

甲または甲により委託された者は、本件貸室の設備等の点検、清掃および修理等建物管理上ならばに警備上の必要がある場合には、予め乙に通知のうえ（火災、事故等緊急の場合はこの限りでない）本件貸室に立入り、適宜に措置をとができるよう、甲の措置により生じるこの生活上の支障、騒音、振動等に対し、乙は迷惑料・損害賠償・賃料の減額等、その名目の如何に問わらず、一切の金員を請求しない。

(暴力団等の排除)
第23条

乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本件貸室を直ちに明渡さなければならぬ。

この場合、甲は乙の事前の承諾を得ることなく、電気・水道等の供給停止、本件貸室の施錠装置の交換等の乙の本件貸室の使用を妨害する措置をとることができることを乙は予め承諾した。

(1) 乙が暴力団その他の暴力的集団の構成員もしくは同準構成員等であることが判明したとき。

(2) 本件貸室、公用部分等に暴力団その他の暴力的集団であることを感知せる名札、名称、看板、代紋、提灯等の物件を揭示したとき。

(3) 本件貸室に暴力団その他の暴力的集団の構成員もしくは同準構成員等を居住させたとき。

(4) 本件貸室、本件建物内に反復組織して暴力団その他の暴力的集団の構成員もしくは同準構成員等を出入りさせたとき。

(5) 暴力団若しくは極左・極右団体その他の集合的又は常習的に違法行為を行うことを助長する団体に該当し、又はこれらの団体の支配下にある場合、及び